

石川県森林公園インフォメーションセンター展示等リニューアル業務
仕様書

1 業務の目的

施設の魅力向上と学習機能の充実を図るため、インフォメーションセンターの展示内容を、「森林科学」(森林の公益的機能、木材、林業、環境問題など)をテーマにリニューアルし、学校や地域の学びの場として、社会見学の拠点となることを目指す。

2 業務の対象施設

対象施設:石川県森林公園インフォメーションセンター(石川県河北郡津幡町字津幡 地内)

対象範囲:体験学習室、展示ギャラリー 床面積 278㎡

3 業務内容

以下の業務等について、県と協議のうえ進めていくものとする。

(1) 展示等実施設計

プロポーザル時に提案した提案書に基づき、以下①～④を含めた具体的な設計を行うこと

- ① 展示及び空間の利活用の基本的な考え方の検討
- ② 全体的な構成と配置(ゾーニング)の検討
- ③ 展示物、展示方法の検討
- ④ 展示設備、装置の設計

(2) 展示工事

県の承認を受けた設計書に基づき、造作物等の詳細製作図を製作し、県担当者の承認を得た上で製作し、展示工事(設置業務)にあたること。なお、電源が必要な場合は、既存床アップライトコンセントから引くものとする。

(3) 施設環境整備

別添平面図にある体験学習室と情報資料室(現在は事務所として利用)の間に壁を作成すること。壁の素材は、軽量鉄骨、両面プラスターボードとし、仕上げについては、提案書に基づき、周囲と調和したものとする。また、展示用に中量級(5 kg未満)に対応したピクチャーレール(フック+ワイヤー×10本程度)は必ず設置すること。

4 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を契約後7日以内に提出し、委託者の承諾を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連携を図り、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に随時報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。また、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

(4) 受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託できるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託先の概算金額、その他再委託先に対する管理方法、必要事項を報告しなければならない。

(5) 個人情報に関連する業務については関係法令を遵守すること。

5 成果物の納品

(1) 成果物および納品場所

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ・展示物一式 | 石川県森林公園 |
| ・VRコンテンツ視聴に必要な機材・備品・操作マニュアル一式 | 石川県森林公園 |
| ・実施設計書、製作図（紙・データ各1部） | 石川県 |
| ・事業完了報告書 | 石川県 |

(2) 納期

令和5年3月24日(金)

6 著作権等の取扱い

- ・納品される成果物の著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)は石川県に帰属するものとし、森林公園のPRや環境学習のため二次利用できるものとする。
- ・納品される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、委託者と協議のうえ、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に係る一切の手続きを行うこと。

7 契約不適合責任

本委託事業における契約不適合責任期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない部分が発見された場合は、受託者の責任において修補を行うものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。